



うちなー健康経営宣言

第 2037 号
令和 6 年 12 月 23 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

従業員が心身ともに健康で安心して働ける職場環境を整え生活習慣を改善するよう積極的に健康管理を行う

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員の家族の健診受診を奨励する
6. 健康増進に関する数値目標を設定する
7. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う
8. 食生活の改善に取り組む
9. 運動機会の増進に取り組む
10. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む
11. 適正飲酒対策に取り組む
12. 血圧管理に取り組む
13. 感染症予防に取り組む
14. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する
15. メンタルヘルス対策に取り組む
16. 治療と仕事の両立支援に取り組む